

入札参加停止措置について

業者名 (所在地)	<ul style="list-style-type: none">・水道機工(株)：東京都世田谷区桜丘五丁目 48-16・(株)水機テクノス：東京都世田谷区桜丘五丁目 48-16
停止期間	令和5年3月27日～令和5年6月26日
停止措置の理由	<p>水道機工(株)及び(株)水機テクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>以上を受け、令和5年2月10日付けで国土交通省関東地方整備局から、建設業法第28条第1項に基づく指示処分及び同第3項に基づく営業の停止命令を受けた。</p>
措置要件	<p>舞鶴市入札参加停止に関する要綱別表第2「贈賄、不正行為等に基づく停止基準(8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。ウ 府外工事等における違反 3月)」に該当。</p>

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894
E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp